

平成28年台風による被災農林漁業者への支援対策について

平成28年10月21日
農 林 水 産 省

平成28年8月、9月に日本に襲来した台風第7号、第11号、第9号、第10号は北海道を始めとする各地域、また、第16号は鹿児島県を始めとする各地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。

このため、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再開できるように、以下の対策を講じる。

1 災害復旧事業の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

2 共済金等の早期支払い

- (1) 農業共済について、損害評価を迅速に行い、共済金の早期支払いを実施。
また、加工用農産物が、倒伏等により工場に出荷できる品位を満たさないものについて、適切な損害評価と共済金の支払いを実施。
- (2) 森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金及び保険金の早期支払いを実施。

3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。
- (2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
 - ② 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除
- (3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり要請済み。
 - ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請

- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請

4 農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援

- (1) 被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、農業用ハウス、畜舎、農業機械等の再建・修繕（撤去を含む）に要する経費を助成（3/10以内）。
（撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得る。）
- (2) 被災した共同利用施設（乾燥調製施設、集出荷施設、農産物等処理加工施設等）の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。

5 営農再開に向けた支援

- (1) 被災に伴い必要となる追加防除、ほ場残さの撤去、追加的な種子確保等に要する経費を助成。
- (2) 共済対象外の作物を作付けしている被災農業者の種子の購入等に要する経費を助成。
- (3) 客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るため、追加的な堆肥の投入等の土づくりに要する経費を助成。
- (4) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。
- (5) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。
- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等
 - ② 肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の3か月間延長
 - ③ 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等
- (6) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
- ① 自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家が、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成
 - ② 簡易畜舎や給水タンク等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成
 - ③ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
 - ④ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

6 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 水利施設の被災による営農用水の断水に対しては、査定前着工制度の活用を促進し、災害復旧事業で応急的な用水確保を支援。
- (2) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。
- (3) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の集落による復旧活動を支援。
- (4) 被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、暗きょ排水整備、除れきなどの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援。
- (5) 河川の決壊等により表土が流出した農地については、良質な土を客土することにより、災害復旧事業で着実な復旧を支援。
- (6) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。
- (7) 被災地における農家の負担軽減を図るため、土地改良事業の農家負担金の利子相当額を助成。

7 林野関係被害に対する支援

- (1) 被災した山林の早期復旧を図るとともに、森林の崩壊に伴う倒木等による下流域への流木被害の軽減に資するため、水産関係団体、林業関係団体、農林水産省が連携して調査等に取り組み、治山事業や森林の管理のための森林整備事業を計画的に実施。
- (2) 被災した製材工場など木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。

8 水産関係被害に対する支援

- (1) 被災したサケ・マスのふ化施設や養殖施設等については、災害復旧事業等により早期復旧を支援するとともに、被災を免れたふ化放流施設における稚魚の生産拡大への支援を実施。
- (2) 流木により水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。
 - ① 河川・漁場等に堆積・漂流する流木等については、漁業者等の活動組織が行う回収・処理を支援
 - ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援

9 4、7の(2)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないように、これらの対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応する。

※ 4、5の(1)、(2)、(3)、7の(2)については、別紙の留意事項を参照

農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、 撤去等における留意事項

被災農業者向け経営体育成支援事業、強い農業づくり交付金等による倒壊した農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、再建の前提となる損壊した施設の撤去等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存していただくようお願いいたします。（被災農業者向け経営体育成支援事業については、従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。）

(1) 次のことがわかる書きものや写真等

- ① 施設の被害の状況
- ② 再建・修繕、撤去等の作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 再建・修繕、撤去作業等を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

(3) 種苗購入や資材購入等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 被災農業者向け経営体育成支援事業
- 強い農業づくり交付金
- 農山漁村振興交付金
- 産地活性化総合対策事業
- 次世代林業基盤づくり交付金

平成28年台風による被災農林 漁業者への支援対策について

参考資料

平成28年10月21日

災害復旧事業（農地・農業用施設等）の概要

1. 趣 旨

災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

4. 補助率

国費率、補助率：50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。（過去5カ年の実績をみると、農地約95%、農業用施設約98%に嵩上げ）

5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法6条の措置が適用される場合は、補助率の引き上げが行われます。

<対象となる農林水産業共同利用施設>

- ・ 農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設など
- ・ 地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

- 1 事業対象となる施設の所有者
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体
- 2 助成対象
農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にある場合は13万円）以上の災害復旧事業
- 3 補助率（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

| 区 分 | | 採択基準 | 補 助 率 | |
|---------|----------|--------|-----------|------------|
| | | | 40万円までの部分 | 40万円を超える部分 |
| 一 般 災 害 | | 40万円以上 | 2 / 10 | |
| 激 甚 災 害 | 告 示 地 域* | 13万円以上 | 4 / 10 | 9 / 10 |
| | その他の地域 | 40万円以上 | 3 / 10 | 5 / 10 |

（※ 告示地域とは、激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（被災市町村の補助金を除く）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域）

- 4 補助額の上限
被災時の簿価×3の補助率
ただし、被災時の簿価が再取得に要する費用の20%を下回る場合は、再取得に要する費用の20%とする。

[お問い合わせ先：大臣官房文書課 (03-6744-2142)]

災害関連緊急治山事業

1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1箇所の新設事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあつては、迂回路のあるものを含む。）、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
 - ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
 - ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。
- など。

3 事業主体

都道府県

4 補助率

2 / 3

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-3501-4756）]

治山施設災害復旧事業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県
(市町村)

3 補助率

2 / 3
(6.5 / 10)

4 採択限度額

1箇所の工事の費用が120万円以上のもの
(1箇所の工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

事業主体、補助率等の裸書きは負担法、()書は暫定法に基づくもの。

林地崩壊防止事業

1 事業内容

激甚災害法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業で、国が関係都道府県に補助を行い市町村が実施する事業。

2 事業主体

市町村

3 採択基準

市町村単位に、次のすべての条件を備えること。

- ① 激甚災害（激甚法の規定により指定されること。）により林地崩壊が発生し又は拡大したもの。
- ② 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの。
- ③ 1箇所の事業費が200万円以上であること。
- ④ 同一市町村で、その事業費の合計額が300万円以上又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの。
- ⑤ 都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率で補助すること。

4 補助率

事業費の1/2以内

5 施行期間

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむね3年以内。

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」

林道施設災害復旧事業

1 事業内容

林地の利用又は森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業。

2 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

3 採択基準

1箇所の工事の費用が40万円以上のもの

4 補助率

(1) 基本補助率

- ① 奥地幹線林道（幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上）
6.5 / 10
- ② その他林道（奥地幹線林道以外の林道）
5.0 / 10

(2) 高率補助

- ①単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
- ②連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
- ③激甚災害指定による嵩上げ

高率補助率（過去5ヶ年の実績）

- ①・②適用の場合 概ね8.0 / 10
- ①・②+③適用の場合 概ね9.0 / 10

地方負担分には、起債充当が可能（交付税措置）

5 お問い合わせ先

林野庁森林整備部整備課（03-6744-2304）

公共土木施設災害復旧事業

1. 趣 旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害によって被災した漁港等の公共土木施設を復旧することにより、公共の福祉を確保することを目的とする。

2. 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害にかかった施設を復旧する事業。

【対象施設】

- 防波堤、岸壁、航路、泊地、道路等の漁港施設
- 堤防、護岸等の海岸保全施設

3. 事業主体 : 漁港管理者である地方公共団体

4. 国庫負担率

- 当該地方公共団体の災害復旧事業費の総額及び当該年度の標準税収入によって決定。標準は 2/3（北海道、離島、奄美、沖縄は 4/5）。
- 激甚災害法に基づく政令指定により、国庫負担率が嵩上げされる。

5. 主な採択要件

- 1 件あたり都道府県 120 万円以上、市町村 60 万円以上
- 最大風速 15 m以上の風、最大 24 時間雨量 80 mm以上の降雨などにより発生した災害であること。

6. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（03-3502-5638）

被災農業者特別利子助成事業

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景／課題>

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被害を受けた農業者等の農業経営の早急な復旧を支援するため、経営再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

平成28年度において1に掲げる被災農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

- 平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- （その他、平成28年熊本地震、または平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたものも対象になる）

2. 借入条件等

(1) 対象資金

- ①農林漁業セーフティネット資金
- ②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ③経営体育成強化資金
- ④農林漁業施設資金
- ⑤農業基盤整備資金
- ⑥農業近代化資金

※経営体育成強化資金及びスーパーL資金の負債整理関係資金については対象外。

(2) 貸付金利

国の利子助成により貸付当初5年間実質無利子化

(3) 利子助成期間

貸付当初5年間

3. 事業実施主体

(公財) 農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

【お問い合わせ先： 経営局金融調整課 （03-6744-2165）】

漁業経営基盤強化金融支援事業

- 1 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

（対象者） 認定漁業者

（融資枠） 56億円

（助成内容）

ア 対象資金 公庫資金 : 漁業経営改善支援資金のうち漁船建造等資金、長期運転資金及び漁船資金
漁業近代化資金 : 1～5号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

公庫資金 : 漁船関係資金 4億円

長期運転資金 5千万円

漁業近代化資金 : 1号資金 20t以上 2億円

20t未満 9千万円(※)

2～5号資金 4千万円

※ 漁業近代化資金融通法の規定に基づき、法定上限を超えることについて、承認を受けた場合にあっては、その承認額（但し、2億円を上限）

ウ 利子助成期間 漁船関係資金（2億円超過）、その他資金 : 5年

漁船関係資金（2億円以下）(※) : 10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成（付加生産額の伸び率が15%以上）が見込まれない場合にあっては、新たな計画の認定が必要

- 2 平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

（対象者） 自然災害等の影響を受けた漁業者

（融資枠） 50億円

（助成内容）

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限（災害関連資金の場合）

公庫資金 : 運転資金 1千万円

その他資金 5千万円

漁業近代化資金 : 1～4号資金 5千万円

5号資金 1千万円

ウ 利子助成期間 5年

- 3 平成28年度予算額（前年度予算額）
80,375千円（0千円）

【お問い合わせ先：水産庁水産経営課（03-6744-2347）】

農業信用保証保険基盤強化事業 (被災農業者支援対策)

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被害を受けた農業者の経営再建に必要な資金の借入れについて、農業信用基金協会が債務保証する際の保証料を免除するために必要な資金を交付します。

<背景／課題>

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被害を受けた農業者の早急な立ち直りを支援するため、経営再建に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

次に掲げる被災農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するための措置を講じます。

1. 対象者

- 平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被害を受け、資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

〔 その他、平成28年熊本地震、または平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨により被害を受け、資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたものも対象になる。 〕

2. 対象資金等

(1) 対象資金

農業近代化資金

(2) 保証料免除期間

保証当初5年間

3. 事業実施主体

都道府県農業信用基金協会

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2171）]

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号)

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号による甚大な農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設・機械の復旧等を緊急的に支援します。

<背景／課題>

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号による甚大な農業被害（以下「気象災害による農業被害」という。）により、農産物の生産に必要な施設・機械が損壊するなど農業経営に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の復旧等に対して緊急支援を行う必要があります。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

気象災害による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設・機械の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

気象災害による農業被害により農業用施設・機械が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援、又は融資を受けて、被災施設・機械の復旧等を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者とする。

2 支援対象

平成28年8月16日以降の以下に掲げる取組を対象とする。

- (1) 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- (2) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は被災した農産物の生産に必要な農業用機械及び附帯施設の修繕
 - ※ 農産物の生産に必要な施設の復旧等に当該復旧等と併せて行う被災した施設の撤去を含む。
 - ※ 自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での施設の再建が困難な場合における施設の設置場所の移動は可能。

（ 補助率：3／10以内
事業実施主体：市町村 ）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

強い農業づくり交付金 (平成28年台風被害対策)

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により、大きな被害を受けた産地に対し、共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により、集出荷貯蔵施設等に大きな被害が発生しており、産地の農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農作物の出荷が円滑に行われるよう、共同利用施設の整備等の取組を支援する必要があります。

政策目標

被災産地における農業生産の回復を目指す
(農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

<主な内容>

被災産地の競争力強化

今般の台風の影響により大きな被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用も特例的に支援するとともに、成果目標の緩和や交付決定前着工を認める等の特例措置を講じます。

〔 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 〕

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）]

強い農業づくり交付金（平成28年台風被害対応）の運用

産地の競争力強化

| | 通常の強い農業づくり交付金 | 今回の災害対応の運用 |
|------------|--|--|
| 成果目標 | ・高品質化、低コスト化など、一定程度高い目標を設定することが必要 | ・農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること |
| 対象地域 | ・全ての地域 | ・平成28年8月16日以降、平年を大きく上回る強度の降雨・強風があった地域 |
| 対象事業 | ・原則交付決定後に着手したもの | ・平成28年8月16日以降の災害による被災後、着工したもの |
| 補助率 | ・共同利用施設の整備に係る費用は1/2以内、4/10以内、1/3以内等 | ・共同利用施設の整備に係る費用は全て1/2以内 |
| 解体・廃棄費用 | ・解体・廃棄の費用は原則対象外 〔牛乳工場、でん粉工場の再編合理化に伴い、廃棄を行う場合のみ対象〕 | ・解体・廃棄の費用も対象 〔施設の種類の再編合理化の有無を問わず対象〕 |
| 附帯施設のための整備 | ・助成対象外 | ・附帯施設のみが被災し、再整備する場合も助成対象 |
| 乳業再編等整備 | ・工場の再編成が要件 | ・工場の再編成を伴わないものも助成対象 |
| 上限事業費 | ・施設の種類の毎に設定 | ・設定しない |

農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被災した農山漁村の活性化に資する施設の整備等を支援します。

1. 事業内容

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により整備した施設であって、平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被災した施設の整備を交付金により支援します。また、施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用も支援します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体 等

3. 補助率

定額（1／2以内等）

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部地域整備課（03-3501-0814）

産地活性化総合対策事業 (平成28年台風対応産地緊急支援事業)

【2,049百万円の内数】

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により、大きな被害を受けた産地に対し、営農再開・継続に向けた資材の導入経費や地力回復に向けた堆肥等の導入経費等を支援します。

<背景/課題>

- ・平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により、収穫直前の野菜の流失等、北海道、岩手県及び鹿児島県を中心に農作物に大きな被害が発生しています。
- ・台風により大きな被害を受けた産地が速やかに営農再開できるよう、これに必要な栽培環境整備、生産資材の調達や地力回復に必要な堆肥を導入する取組等を進める必要があります。

政策目標

- 平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被害を受けた産地における速やかな営農再開の実現
- 復旧したほ場における生産力の回復

<主な内容>

被災地における円滑な営農再開を図るために必要となる取組等を支援します。

- 1 次期作に必要な資材の共同調達支援
被災した共済対象外作物等の次期作の作付けを円滑に行うために必要な生産資材の共同調達費用を支援します。
- 2 栽培環境整備支援
被災により必要となる作物残さの撤去、被災ほ場の追加防除等、栽培環境整備に必要な掛かり増し経費を支援します。
- 3 土づくり支援
災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るため、追加的な堆肥の投入等の土づくりに要する経費を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：

| | |
|-------------|----------------|
| 生産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| 生産局園芸作物課 | (03-6738-7423) |
| 生産局地域対策官 | (03-6744-2117) |
| 生産局農業環境対策課 | (03-3502-5956) |
| 政策統括官付穀物課 | (03-6744-2108) |
| 政策統括官付地域作物課 | (03-6744-2115) |

果樹・茶産地再生支援対策

【28年度予算5, 600百万円の内数（果樹）】

【28年度予算1, 405百万円の内数（茶）】

対策のポイント

果樹・茶産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

<背景／課題>

永年性作物である果樹や茶については、優良品目・品種への転換や高品質化を加速するため、産地の担い手による改植等を支援しているところです。今般、果樹産地では平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により、茶産地では第16号により、倒木や枝折れ等の被害が発生していることから、営農再開に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

被災した果樹・茶産地の速やかな再生

<主な内容>

1. 果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木や枝折れ等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体（28年度は（公財）中央果実協会が実施）

2. 茶における改植及び未収益期間対策

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園の改植、改植に伴う未収益期間等に対する支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：農業者等の組織する団体

お問い合わせ先：
果樹について 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)
茶について 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

果樹・茶産地再生支援対策 (果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業 茶改植等支援事業)

果樹・茶産地において、倒木や枝折れによる被害を受けた果樹・茶の改植、未収益期間に必要な経費に対して支援します。

果樹への支援

具体的な支援の内容

<① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>

- ・ 23万円/10a (みかん等のかんきつ)
- ・ 17万円/10a (なし、かき、くり等)
- ・ 33万円/10a (なしジョイント栽培等)
- ・ 1/2以内 (その他果樹)

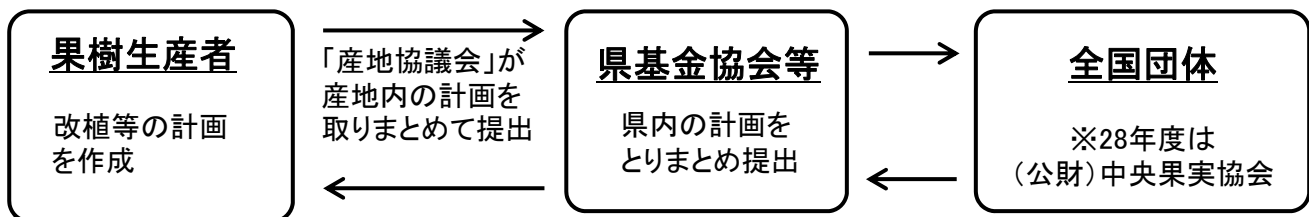
※ 自然災害時の特例として、
①被害果樹の同一品種への改植
②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」
(被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上)も可能です。

<② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>

- ・ 5.5万円/10a × 4年分 (= 22万円/10a) を一括交付

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



※ 台風による被害を受けている場合は、事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

茶への支援

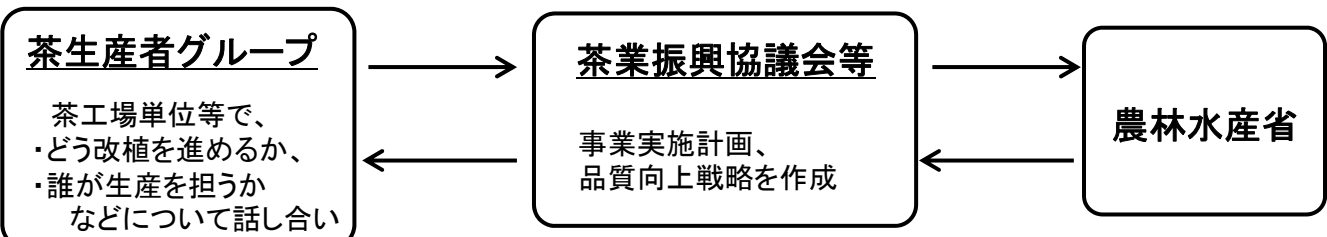
具体的な支援の内容

改植等に対して以下の単価で支援（未収益期間に対する支援も含む）。

- ・ 改植、移動改植：24万円/10a（異なる品種への改植は28万円/10a）
- ・ 新植：12万円/10a
- ・ 台切り：7万円/10a
- ・ 担い手への集積等に伴う茶園整理：5万円/10a
- ・ 棚栽培への転換：4万円/10a

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



被災された酪農・畜産経営に対する支援策について

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被災された酪農・畜産農家の方々に対して次のとおり支援策を講じます。

1 飼料

(1) 粗飼料の低品質化に対する支援

自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家に対し、自給飼料の低品質化を抑制するための発酵促進資材の購入及び自給飼料が不足する場合の粗飼料の購入経費を支援します。 **【粗飼料確保緊急対策事業（新設）】**

＜具体的な補助対象＞・発酵促進資材の購入費助成：補助率1/2以内
・粗飼料の購入費助成：定額(5千円/トン)

＜事業実施主体＞・民間団体

(2) 酪農・畜産農家に対する飼料代金の支払猶予（8/30、9/1、9/30通知済み）

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった酪農・畜産農家に対し、飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています。

2 酪農

(1) 被災された酪農家に対し、簡易畜舎や給水タンク等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を実施します。

【酪農経営支援総合対策事業（拡充）】

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎や給水タンク等の整備支援：補助率1/2以内
・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
・乳用牛の預託への支援：補助率1/2以内
・家畜導入の支援：補助率1/2以内(上限：妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭)
・乳房炎の治療・予防等の取組への支援：補助率1/2以内
・生乳流通関係機器のリース導入：補助率1/2以内(現行1/3)

＜事業実施主体＞・民間団体

(2) 酪農ヘルパー利用への追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加します。

3 肉用牛

- (1) 被災された肉用牛農家に対し、簡易畜舎や給水タンク等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を実施。

【肉用牛経営安定対策補完事業（拡充）】

- ＜具体的な補助対象＞
- ・簡易畜舎や給水タンク等の整備支援：補助率1/2以内
 - ・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・繁殖雌牛等の預託への支援：補助率1/2以内
 - ・家畜導入の支援：補助率1/2以内（妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭）

＜事業実施主体＞・民間団体

- (2) 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、補給金を交付する【肉用子牛生産者補給金制度】において、被災された畜産農家に対し、生産者負担金の納付期限を延長します。

- ・平成28年9～12月に生後6ヶ月齢に達する肉用子牛について、生産者負担金の納付期限を6ヶ月齢未満から9ヶ月齢未満まで3か月間延長します。

- (3) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者積立金の納付免除等の特例措置を実施します。

① 生産者積立金の納付免除

- ・平成28年10～12月納付分の生産者積立金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の3/4）を交付します。

② 県を越えて移動した肥育牛を交付対象に追加

- ・平成28年12月末日までに他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
- ・また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。

③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加

- ・平成28年12月末日までに満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。

4 養豚

- (1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎や給水タンク等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、家畜導入等への支援を実施。 **【養豚経営安定対策補完事業（拡充）】**

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎や給水タンク等の整備支援：補助率1/2以内
 ・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 ・家畜導入の支援：補助率1/2以内(子取用雌豚40頭/頭を上限)

＜事業実施主体＞・民間団体

- (2) 肥育豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する **【養豚経営安定対策事業（豚マルキン）】**において、被災された畜産農家の生産者負担金の納付免除の特例措置を実施します。

・平成28年度第2四半期（平成28年7～9月）分の生産者負担金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の1/2）を交付します。

5 養鶏

鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回る場合に差額の9割を補填する **【鶏卵生産者経営安定対策事業】**において、被災された鶏卵農家に対し、積立金の減額や積立金残額の返還を実施します。

- (1) 平成28年度の積立金の減額

・平成28年度の積立金について、契約内容の変更により積立金の減額が可能です。

- (2) 積立金残額の返還

・既に払込済みの積立金について、契約解除申請に基づく手続を経て、その残額の返還を受けることが可能です。

6 その他

- (1) **畜産関係の負債整理資金の緊急的融通** **【畜産特別支援資金融通事業】**

被災による経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日（5月及び11月の末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

- (2) **（独）家畜改良センターによる緊急支援**

家畜改良センターから、家畜の避難等に必要となる人的支援や緊急に必要な飼料の供給を実施しています。

【お問い合わせ先】

- | | | | | |
|---|-----|---------|-------------|----------------|
| 1 | (1) | 生産局 飼料課 | 飼料生産計画班 | (03-3502-5993) |
| | (2) | 飼料課 | 需給対策第1班 | (03-3591-6745) |
| 2 | (1) | 畜産振興課 | 家畜改良推進班 | (03-6744-2587) |
| | | 牛乳乳製品課 | 生乳班 | (03-3502-5988) |
| | (2) | 畜産企画課 | 経営企画班 | (03-3502-0874) |
| 3 | (1) | 畜産振興課 | 技術第1班 | (03-6744-2587) |
| | (2) | 食肉鶏卵課 | 素畜価格流通班 | (03-3502-5991) |
| | (3) | 畜産企画課 | 経営安定班 | (03-3502-0874) |
| 4 | (1) | 畜産振興課 | 中小家畜振興推進班 | (03-3591-3656) |
| | (2) | 畜産企画課 | 経営支援班 | (03-3502-0874) |
| 5 | | 食肉鶏卵課 | 鶏卵食鳥班 | (03-3502-5990) |
| 6 | (1) | 畜産企画課 | 金融税制班 | (03-3501-1083) |
| | (2) | 畜産振興課 | 家畜改良センター調整班 | (03-6744-2276) |

多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

対策のポイント

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により破損や機能低下した農地周りの水路の補修等への取り組みを支援します。

1. 事業内容

被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により破損や機能低下した農地周りの水路の補修等への取り組みを支援します。

2. 事業主体

農業者等の組織する団体

3. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2447）

農地耕作条件改善事業

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響による被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、暗きょ排水整備、除れきなどの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

1. 事業内容

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響による被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う以下の取組を支援します。

(1) 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等
- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

(2) 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「(1) 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

3. 補助率

定額、1 / 2 等

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2208）

鳥獣被害防止総合対策交付金

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備による営農活動等の再開に向けた取組を支援します。

1. 事業内容

被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響で鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

3. 補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

4. お問い合わせ先

農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）

災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により被災した農用地や土地改良施設等に関する土地改良事業等の負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

1. 事業内容

被災農家が安定した営農を再開できるよう、平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により被災した農用地や土地改良施設等に関する土地改良事業等の負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

2. 助成対象者

被災し、負担金の償還に支障が生じている土地改良区等

3. 助成額

定額

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-3502-6277）

治山事業（公共）

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により発生した荒廃山地等の復旧整備を実施します。

1. 事業内容

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により発生した荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険が特に高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

2. 事業主体

国、都道府県

3. 国費率

10/10、1/2等

4. お問い合わせ先

林野庁森林整備部治山課（03-6744-2308）

森林整備事業（公共）

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被災した森林における被害木の伐採・搬出、人工造林等を実施します。

1. 事業内容

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号により被災した被害森林において、森林所有者等による間伐や人工造林等のほか、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林について、公的主体による被害木等の伐採・搬出、人工造林等を実施します。

2. 事業主体

国、都道府県、市町村、森林所有者、（研）森林総合研究所等

3. 補助率

10/10、3/10等

4. お問い合わせ先

林野庁森林整備部整備課（03-6744-2303）

次世代林業基盤づくり交付金（平成28年台風支援対策）

対策のポイント

木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年8月、9月に発生した台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号は、北海道を始めとする各地域の林業・木材産業に甚大な被害をもたらし、製材工場などの建屋や製材機械が大きく損壊しました。
- ・今後、被災地の一刻も早い復旧を図るためには、木材加工流通施設等の復旧・再建を支援することにより、地域経済の早期再生が急務となっています。
- ・このため、木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み、地域経済の再生等を図る必要があります。

政策目標

被災地域における林業・木材産業の再建

<主な内容>

被災した木材加工流通施設、特用林産施設等、被災地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内） 〕

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

お問い合わせ先：

〔 林野庁経営課 （03-3502-8055） 〕

〔 林野庁木材産業課 （03-6744-2290） 〕

さけ・ます資源回復推進事業

1 目的

平成28年台風第10号によって多くの孵化場が被災し、今期の放流を中止した孵化場もあるため、数年後のサケ資源への影響等が懸念されている。

資源を回復するためには、各地域の海洋環境に対応したサケ稚魚を放流することによって生残率を高めると同時に、その減少要因を明確にすることが重要であるため、被災地域において緊急的に調査を実施する。

2 事業内容

さけ・ます種苗放流手法改良調査事業（継続）

各地域に適したより効果的な放流手法への移行を図るため、稚魚放流の時期や体サイズを変えて放流し、回帰効率を比較検証することによって放流手法を改良する取組に対して支援する。また、高品質なサケの耳石を調査し、放流地域を明らかにする取組に対して支援する。

3 事業実施主体

民間団体等

4 補助率

定額、1／2

5 担当課

水産庁栽培養殖課 03-6744-2383（直）

養殖施設災害復旧事業

1 趣 旨

平成28年台風10号等により、北海道、岩手県及び宮城県において、ほたてがい養殖施設やかき類養殖施設等に対して大きな被害が生じ、本災害による養殖施設の被害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害」として指定されたところである。

このため、当該激甚災害により被害を受けた水産動植物の養殖施設の復旧について補助を行う。

2 事業内容

台風第7号、第11号、第9号及び第10号の暴風雨及び豪雨による激甚災害により被害を受けた水産動植物の養殖施設（個人所有の施設）に関して、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき都道府県が実施する災害復旧事業について、復旧に要する経費の補助を行う。

3 交付先

都道府県

4 補助率

災害復旧事業費（※）の9／10以内

※：災害復旧事業費は対象施設（事業費が13万円以上のもの）の残存価格で算定

5 担当課

水産庁裁培養殖課 03-6744-2385（直）

水産多面的機能発揮対策事業

1 目的

平成 28 年台風第 7 号、第 11 号、第 9 号、第 10 号及び第 16 号による流木等の沿岸海域及び内水面への流入により、サケなどの地域の主要生物資源への影響等が懸念されている。

このため、流木等により影響を受けた沿岸海域及び内水面の環境を緊急に改善するため、漁業者等の活動組織が行う環境・生態系保全活動を支援する。

2 事業内容

漁業者等の活動組織が行う流木等の回収・処理などの環境・生態系保全活動を支援する。

(事業の仕組み)

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金を交付する。

3 事業実施主体

地域協議会等

4 特例措置

平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日まで、及び 9 月 17 日から同月 21 日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けた沿岸海域及び内水面環境を緊急に改善するために行う環境・生態系保全活動については、通常 3 割以上の地方費の上乗せを伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用。

5 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082 (直)

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の概要

1. 目的

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

2. 採択基準

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの
- (3) 漂着量が1,000m³以上のもの

※ 本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

3. 事業実施主体 : 海岸管理者(都道府県、市町村)

4. 補助率 : 1/2

5. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 (03-3502-5638)